

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>県立中学校</u>についての適用除外)</p> <p>第46条の2 <u>県立中学校</u>については、第2条第4項及び第5項、第3条、第5条第2項、第7条、第43条第1項並びに第46条第1項の規定により提出することとされている文書の様式は適用しない。この場合において、<u>県立中学校</u>の校長が教育委員会に提出すべき文書の様式は別に定める。</p>	<p>(<u>中学校</u>についての適用除外)</p> <p>第46条の2 <u>中学校</u>については、第2条第4項及び第5項、第3条、第5条第2項、第7条、第43条第1項並びに第46条第1項の規定により提出することとされている文書の様式は適用しない。この場合において、<u>中学校</u>の校長が教育委員会に提出すべき文書の様式は別に定める。</p> <p><u>2 前項の規定のほか、静岡県立ふじのくに中学校については、第8条から第8条の3まで、第33条及び第41条から第45条までの規定は適用しない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。